

平成29年度魚沼更生福祉会事業計画

I 魚沼更生福祉会

1 基本計画

平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、社会福祉法人制度の意義や役割が問い直されることになり、国が平成25年から議論を進めてきた社会福祉法人制度改革を主な柱とした「社会福祉法等の一部を改正する法律」が昨年3月31日に成立、公布された。

制度改革の内容は、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与の在り方、の5項目である。

この内容に基づいて適正な法人運営を進めていくことになるが、当法人では「事業運営の透明性の向上」については、既に定款の他財務諸表や現況報告書などをホームページに掲載し事業運営の透明化に努めてきたところである。「経営組織のガバナンスの強化」については、既に新たな評議員を選任し、6月開催予定の評議員会において新理事を選任することになっている。「財務規律の強化」についても、評議員会開催後に役員報酬基準を公表する予定である。「地域における公益的な取組」に関しては、当法人が長年にわたって培ってきたノウハウや資源を活用し、地域の実態や多様なニーズに対応する福祉サービスの提供に努めることとする。

これら社会福祉法人制度改革の趣旨を遵守した法人運営を展開し、社会福祉法人の性格である公益性・非営利性を確保して地域に対する説明責任を果たし、地域社会と住民との連携強化を推進する。

当法人は平成28年4月に社会福祉法人雪国魚沼福祉会と合併し、7つの施設、事業所を有する組織となった。主に精神障害福祉事業に取組んできた2事業所が加わったことにより、知的障害と精神障害の2障害の生活ニーズに対応する基盤が整備され、障害者支援の強化を図ることができた。お互いの専門性や支援ノウハウを共有し、地域において複雑化するニーズに支援の幅を広げるとともに、相談の増加が予測される発達障害のある人たちの支援により一層取組んでいくこととする。

また、この合併に合わせて策定した法人運営の骨格をなす、平成28年4月から平成33年3月までの5年間の期間とする「新第2期中期経営計画」を着実に実行するとともに、策定後1年が経過した今年度の早い時期に進捗状況を評価・検証し、引き続き計画の確実な推進に努める。

今後とも、時代の変化を踏まえ魚沼地域を主とした障害福祉の担い手として、地域社会や住民から信頼が得られる適正な事業運営に努め、地域福祉に貢献していくこととする。

2 事業方針

(1) 障害のある人のニーズに即した良質なサービスの提供

① 各事業所が有する専門機能を発揮して、知的障害者、精神障害者の生活ニーズに即し

た専門性のある良質な福祉サービスを提供し、障害者の自立と社会参加を促進する。

- ② 支援にあたっては、市町や相談支援センターなど関係機関との密接な連携に努める。
- ③ 障害者虐待を防止するため、利用者の人権尊重、権利擁護、法及び関係通知、虐待防止マニュアル等の遵守、研修などにより職員の意識啓発を促すとともに、各事業所において定期的なセルフチェックや虐待防止委員会、さらに事業所横断のサービス向上委員会を開催するなど取組みを強化する。
- ③ 各事業所の防犯対策を強化し、利用者の安全と安心の保障に努める。

(2) 法人運営の強化

- ① 各事業所事務の集約化を進め、法人本部体制の強化を図る。
- ② 社会福祉法人制度改革の趣旨に沿った経営組織のガバナンスを強化する。また、定款や現況報告書、役員報酬基準等の公開など透明性を確保し、地域社会から信頼される事業運営を進める。
- ③ ホームページを活用した情報発信や公開を積極的に行う。

(3) 法人サービス事業の充実・強化

- ① 合併に伴い新たに加わった精神障害者を支援する2事業所を含む事業所間の連携をさらに推進し、事業の活性化を図る。
- ② 人的、財政的充実を背景に、業務運営の充実・強化を図る。
- ③ 法人内の各種会議を活性化させ、会議成果をもとに新たな事業展開を進める。
- ④ 社会福祉法人制度改革に基づき、地域の状況に応じた公益的な取組を実施し、地域社会に積極的に貢献する。
- ⑤ 研修体系を強化し、法人全体として階層別、課題別、新採用職員などの研修を充実させるとともに、現場におけるOJTを重視し、人材育成に取組む。

(4) 平成29年度施設整備事業の推進

- ① 老朽化した施設の必要な改修・改築を、優先順位をつけて順次進める。
- ② 国・県補助による事業は、新たなグループホームの新設に取組み、地域での生活を希望する人の自立した生活の実現を目指す。

II 六花園

1 基本方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の状態やニーズに基づく適切な個別支援計画により、利用者主体の支援を徹底する。また、高齢化が進む状況にあつて、体調管理や健康状態の把握に努め、心身機能の低下や各種疾病などに細心の注意を払い、的確、迅速に医療機関に受診するなど重症化を防止し、生命と心身機能の保持に努める。また、加齢に伴う事故を未然に防止する。

年間計画には、季節感のある多様な行事や買い物などの外出を取り入れ、生活にメリハリと豊かさを盛り込む。また日中の活動は、利用者が生きがいややりがいの持てる内容を工夫し、高齢利用者には体力や心身機能の維持を主体としたゆとりのある日課を整える。

グループホームの運営では、入居者個々の適切な支援計画に基づき、サービス管理責任者を中心に生活支援員や世話人などが自立した地域生活を継続できるようきめ細かな支援に

あたり、日中活動の場である就労企業や通所事業所とも連携を取りながら適切な支援に努める。

また、高齢であっても自立した地域生活を希望する人が入居でき安心な生活を送られるグループホームの新たな整備を目指す。

体制として、昨年度から整備を始めた夜間支援員を全グループホームに配置できるようにし、入居者の安全をより高め、地域住民からも安心が得られる支援を構築する。

なお、グループホーム事業は、六花園による支援のみではなく、法人全体のものとして推進することが肝要であり、各事業所及び職員の共通理解を図りながら、より充実したものになるよう取組みを進める。

2 重点事項

(1) 「生活介護」及び「施設入所支援」の支援の充実

- ① 日中活動や支援プログラムは、利用者の実態を踏まえ継続的改善を進める。
- ② 加齢に伴う事故を防止するため、支援に関わる研修を企画し職員の支援技術と予防力の修得・向上を図る。
- ③ 防犯対策を徹底し、マニュアルに沿った対応がとれるよう訓練を行い、利用者が安心・安全に生活を送られるよう努める。
- ④ 在宅障害者のニーズに応えられるよう、送迎サービスの利便性を向上させるなど利用しやすい支援内容を考慮し、利用の拡大を図る。
- ⑤ 緊急時の利用を迅速に行えるよう、短期入所（ショートステイ）の受入れ体制を常時整える。

(2) グループホームの適正運営の確保

- ① 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員で構成する職員が連携を図り、組織的で有機的な運営を推進する。
- ② 支援計画に基づき、職員間で連絡を取り合い、情報を共有し安定した居住生活が営まれるよう支援する。
- ③ 就労企業、通所事業所、市町担当部署、相談支援センターなど関係機関と連携を密にし、24時間切れ目のない支援が出来る体制の構築を目指す。
- ④ 地域自治会が開催する各種行事などに参加し、地域住民との交流を通して地域住民の理解を深めるとともに、地域の一員としての意識を醸成する。
- ⑤ 寮費、預かり金管理等会計処理の適正化を堅持する。

(3) 高齢及び健康不安を抱える利用者への対応

- ① 医療機関との連携の確保、強化を図る。
- ② 高齢利用者及び医療ニーズの高い利用者の心身状態の把握と健康管理に努める。
- ③ 家族に適宜生活の様子や心身状態などを伝え、家族の理解と協力を得ながら適切な支援に努める。

(4) 安全対策の強化

- ① 六花園、グループホーム内外及び移動時など施設外活動中の事故防止に努める。
- ② 施設の危険箇所を随時点検、把握し、事故や火災の未然防止に努める。また、防災訓練を定期的実施し、適切な対応行動を取り状況に応じた避難ができるよう対処能力

を高める。

- ③ 不審者の速やかな発見と侵入者への対応、建物進入口等の防犯設備の設置など、防犯対策の整備を進める。
- ④ 障害者虐待の防止を徹底するため、定期的に職員全員でセルフチェックを実施し、その結果を虐待防止委員会において評価、検証し、職員間で共有する。
- ⑤ リスクマネジメント、ヒヤリ・ハットについて、その都度検証を行い、再発防止に努める。

(5) 職員の資質向上

- ① 倫理綱領を基本に、職員行動規範を徹底する。
- ② 専門的知識や技術を習得し専門性を向上させるため、各種研修会に職員を積極的に派遣し、その成果を職員間で共有する。
- ③ 高齢者介護の知識や技術を習得する機会を設け、職員の支援能力の向上に努める。
- ④ 自主学習できる環境を整え、各種資格取得を奨励する。

(6) 地域貢献の取組

- ① 学生の施設実習を積極的に受入れ、福祉人材の育成に寄与する。
- ② ボランティアを積極的に受入れ、知的障害への理解と交流を促進する。
- ③ 地域で行われる折々の行事や即売会などに参加し、地域交流に努める。
- ④ グループホームは、立地する町内会との連携協力を確保する。

(7) 家族との連携と協働

- ① 利用者家族に利用者や施設の状況を適宜適切に伝え、また今日的な福祉の動向など有益な情報を提供し、連携、協働した支援に努める。
- ② 保護者間の親睦や懇親、研修など、家族会活動を支援する。
- ③ 家族向け広報紙「ひろば」を、引き続き定期発行する。

III かけはし

1 基本方針

在宅の障害者とその家族の地域における生活を支援するため、当該利用者の身体状況及び環境等に応じて、適切な障害福祉サービス等が効果的かつ適正に提供される必要がある。このため、信頼される事業所、利用しやすい事業所、サービスの質の向上を追求し、サービス提供体制や支援内容の充実に努める。

2 重点目標

(1) 相談支援事業の充実

- ① 新潟県委託による障害者地域生活支援センター事業は「障害児等療育支援体制整備事業」、「発達障害者地域支援体制整備事業」、「相談支援体制整備事業」を柱として事業を展開する。平成29年度においても魚沼圏域療育支援部会の事務局運営と検討協議の場や研修機会の提供を行い、障害児等に身近な地域で早期療育支援が行き届くような体制をつくることを目的とし、関係機関とのネットワークの強化を図り、地域資源の開発やシステムの整備に向けて取り組みを進める。そのために、療育・発達障害児者等関係支援者の支援スキルアップ、相談支援従事者の技術向上及び魚沼圏域内の相談支援体

制の充実を図る。

- ② 魚沼市委託による障害者相談支援事業は、障害児者等の生活上の相談窓口を設置し助言や支援を行い、必要に応じ計画相談支援等と合わせた一体的な相談支援を提供する。その上で、個別ケア会議から地域の課題を抽出・集約するための仕組みの構築、地域生活支援に関する情報提供、障害理解のための啓発、権利擁護や虐待防止のための取り組みを実施する。
- ③ 計画相談支援は、サービス等利用計画の作成により、利用者ニーズに基づいたサービス提供を受けられるよう質の高い支援の提供を行う。障害児相談支援の利用対象の増が見込まれるため、支援関係機関との連携を密にして児童の成長に合わせ、きめ細やかな支援を提供する。また地域相談支援は、障害者支援施設、精神科病院等と連携を密にし、適切な支援を実施する。
- ④ 魚沼市自立支援協議会の運営は、魚沼市及び関係機関等と連携を図り、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。

(2) 居宅介護等事業

- ① 個別支援計画に基づいたサービスをチームで提供できるように、支援内容毎のサービス手順書の更なる見直しと作成を進める。
- ② 新規利用者を開拓し、有資格職員を効率的に配置して事業を発展させる。
- ③ 専門性の高い同行援護や行動援護のサービス提供に力を入れる。

(3) 障害児通所支援事業

- ① 今年度より新規に開設する障害児通所支援事業である放課後等デイサービスは、就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う、というものである。事業の実施に当たっては、サービスの質の向上のための努力の方向性を示す「放課後等デイサービスガイドライン」を遵守し、その趣旨に添った事業運営を進める。
- ② 支援に際しては、利用する児童のニーズを的確に把握し、家族、学校等他の関係機関との連携と情報共有に努めるとともに、その体制の構築を進め、利用児童の最善の利益を守ることに留意する。
- ③ 今年度は、この事業の新規開設の初年度に当たることから、必要な改善を図りながら、積極的に事業を進めていく。

(4) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は各自治体が事業主体であり、移動支援事業、地域活動支援センター事業を、かけはしが受託実施している。

- ① 自治体との連携や事業実施のための体制整備に努め、サービス内容の充実と利用率の向上を図る。
- ② 地域活動支援センターについては、魚沼市の委託事業としてⅠ型（わかばハウス）Ⅱ型（ひだまり）2つのサービスを提供する。また、魚沼市が実施していた社会参加促進事業（ミニデイケア、倶楽部またたび）が、今年度よりⅠ型の委託事業に追加となったため、新たに自宅に閉じこもりがちで対人交流が苦手な方を対象に、対人交流や社会生活力の向上を図る機会の提供を行う。

③ 長岡市（川口地域）の精神障害者デイサービス事業は、受託事業として引き続き実施する。

（5）公益事業の推進

① 福祉有償運送事業は、魚沼市及び南魚沼市の「福祉有償運送運営協議会」の合意により、登録者の運送サービスを実施している。性質上、収益を見込むことが難しい事業ではあるが、障害者の地域生活には欠くことのできない事業であることから、今後も継続していく必要がある。

② サービスの実施に当たっては、交通事故防止や送迎中の利用者の安全確保に努める。

（6）リスクマネジメントの強化

① 事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書から原因を分析し、再発防止対策の検討を行い職員への周知によりサービス提供中の事故の未然防止に努める。

② 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応し業務の改善に結びつける。

③ 個人情報保護規程に基づき、その保護の徹底に努める。

④ 虐待防止に関する規程を遵守し、利用者の権利擁護の観点に立ち、職員の意識を高めサービスの質の向上に努める。

⑤ 非常災害、防犯対応については、利用者の安全確保のために、状況に応じて適切に対処する。

（7）職員の資質向上

① 倫理綱領、職員行動規範の遵守の徹底を図る。

② 各種研修会へ積極的に職員を派遣し、より質の高いサービスを提供するための専門的知識・技術を習得すると共に、その共有化を図る。

③ 自主研修により業務遂行に必要な資格取得を奨励する。

VI 堀之内工芸

1 基本方針

今年度、旧堀之内工芸からの移転後10年目にあたる。従前より引き継いだ設備・備品の老朽化や利用者の加齢化・重度化等がより顕著となっており、新たな対応が迫られている。これらの課題に対しては安心安全な環境整備とサービスの維持・充実を図り、事業所としての機能分担の明確化と経営の安定を目指すこととする。また併せて、平成27年度「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」の報告書に基づき、平成30年度から改正障害者総合支援法の施行や障害福祉サービス等報酬改定が予定されていることから、今後を見据えたサービスのあり方や工芸の方向性等、各種取り組みの見直しを含め検討が必要と思われる。

2 重点目標

（1）就労継続支援B型

① スキルの向上と安定した受注により、工賃収入の維持に努める。

② 機械類の老朽化が進んでおり、保守点検を徹底する。

③ やりがいのもてる作業となるよう、その進め方等工夫する。

（2）生活介護

① 高齢化・障害特性に配慮したグループ化を進める

- ② 障害特性・行動障害に応じたわかりやすい環境調整に努める。
- ③ 利用者の楽しめる選択活動を提供する。
- (3) 生活支援
 - ① 地域生活の継続に向け、各種制度や社会資源の活用を図る。
 - ② 疾病等の予防及び早期発見のための対応に努める。
- (4) 地域福祉の推進
 - ① 地域の関係機関等と連携し、ボランティアや教育実習等を積極的に受け入れる。
 - ② 地域行事の参加や施設機能の提供等を通じ、地域交流と地域活性化に努める。
- (5) サービスの質の向上
 - ① ニーズの多様化に対応するため、各種研修の充実と専門的スキルの習得を目指す。
 - ② サービス提供場面に応じ、意思決定に配慮した支援に努める。
 - ③ 業務内容の明確化と標準化に努め支援の共通認識を図る。
 - ④ 自己評価を行い、業務改善及び目標達成を可能にする。
 - ⑤ アンケート調査を継続し、サービス内容の検討に資することとする。
- (6) 危機管理について
 - ① 「ヒヤリ・ハット」「事故報告」等を活用し事故防止・対応に努める。
 - ② 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、業務の改善に結びつける。
 - ③ 施設設備、備品等の定期点検を行い、安全管理に努める。
 - ④ 避難訓練・事故情報等の提示を通じ危機意識の醸成を図る。
- (7) 家族会
 - ① 行事・作業への参加協力を通じ関係の活性化を図る。
 - ② 制度理解を深めるための研修を計画する。

V 湯之谷工芸

1 基本方針

開所から20年目を迎え、支援のあり方についても見直しをする機会でもあると思うので、改めて利用者や家族の立場に立った支援ができるよう職員のスキル向上に努める。

また、受託作業、トイレトペーパーの販売等を通して、利用者の仕事への意欲と社会自立を促進させるように支援を行う。

施設整備については、屋根と外壁の老朽化が進み、改修工事を余儀なくされている。補助金等も見込んできたが、屋根はこのまま劣化が進むと工事内容の変更が生じ、経費の大幅な増額となるため今年度改修工事を実施する予定。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

- ① 利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、定期的にモニタリングを実施、検証し就労に近づけるように支援を行っていく。
- ② 生産活動を通じて、就労に係る意識付けや訓練を行い、就労への方向性を具現化する。
- ③ 特別支援学校卒業生や在宅障害者等が、地域の中で就労移行支援事業所の利用の選択肢を広げられるように、各関係機関との連携を図り、現在の就労移行支援を継続してい

くよう努める。

(2) 就労継続支援B型

- ① 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- ② 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。
- ③ 食堂経営について、内部の食数は概ね固定されているので、外部者が利用しやすくなるための検討を行い、利用者の工賃向上に繋げていく。

(3) 生活支援

- ① 家族や関係機関との連携を図り、利用者にとってより良いサービスの提供ができるように努めていく。
- ② 嘱託医や家族との連携を密にして利用者の健康管理に努める。

(4) 地域福祉

- ① 感謝祭等の行事を通して地域との交流を深め、障害者を理解していただき地域福祉の向上に努める。
- ② 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。
- ③ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

(5) サービスの質の向上

- ① 利用者、家族の希望に添った支援ができるように職員全体で検討し、支援を行っていく。
- ② より良いサービスを提供するため、研修会等に積極的に参加し専門知識や技術を習得する。
- ③ 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの向上に努める。

(6) 危機管理

- ① 外部からの不審者対応や防災訓練等を行い、危機管理に努める。また、「ヒヤリ・ハット」の報告書を活用し、事故防止マニュアルへ反映させる。
- ② 苦情等出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結びつける。
- ③ 個人情報保護規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ④ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。
- ⑤ 送迎時の交通事故防止及び事業所内での施錠・火気等安全点検に心がける。

(7) 家族会

- ① 事業所の運営状況等を積極的に情報開示し、運営への参画促進を図る。
- ② 研修等の機会を設け、福祉の動向や制度等の理解を深める。

VI ひろかみ工芸

1 基本方針

平成30年度末、魚沼市指定管理が期間満了となる。また併せて建物の老朽化や利用ニーズの多様化に伴い、移転先の検討が急務である。

引き続き、当法人の経営理念を踏まえた運営を行い、地域における福祉サービスの拠点として地域の活性化に向け力を注ぐ。地域貢献事業にも積極的に取り組むとともに利用者の所得向上を目指す。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

- ① 関係機関と連携し企業開拓に努めるとともに、施設外支援等を積極的に実施する。
- ② 就労移行支援事業が実効性を持つよう事業の継続に向け検討を行う。
- ③ 年間就労支援プログラム、障害者就労アセスメントシートを作成・活用し就労実績に結び付ける。

(2) 就労継続支援B型

- ① 生産活動を通じ、働くことへの意欲・意識向上に努める。
- ② 作業効率化を図り、生産性を向上させ、更なる所得向上をめざす。
- ③ 新たな企業開拓を進めるとともに、自主製品の開発を積極的に行う。

(3) 生活支援

- ① 家庭や関係機関と連携し、本人の意向に沿った自立した生活が送れるよう支援する。
- ② 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。

(4) 地域福祉の推進

- ① 地域の関係機関等と連携し、ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れる。
- ② 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(5) サービスの質の向上

- ① 職員研修の充実と業務に必要な資格取得に向け環境整備に努める。
- ② サービス利用計画と個別支援計画との整合性や連携に留意する。
- ③ 良質なサービスを提供するため、サービス評価に積極的に取り組み業務内容の明確化と標準化に努める。
- ④ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会にて職員のセルフチェックを行い、問題点を明確にし、改善につなげる。

(6) 危機管理について

- ① 「ヒヤリ・ハット」事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ② 苦情解決については、苦情・意見の出しやすい環境づくりに努めると共に、迅速に対応し、業務の改善に結びつける。
- ③ 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、職員行動規範等に基づき、利用者の権利・人権を尊重し福祉サービスの向上に向け事業所全体で努力する。
- ④ 個人情報保護規程に基づき、その保護の徹底に努める。

(7) 家族会

- ① 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- ② 情報提供・開示及び研修を通じ、事業及び福祉制度の理解を深める。

Ⅶ またたびの家

1 基本方針

またたびの家は、昭和41年に元守門診療所として建てられた建物である。建物の老朽化がひどく雨漏りが数か所あり、修理することも困難となっている状況であり、今後として移転も考えながら建物の検討が一番の課題である。

利用者の個性、能力に応じた個別支援計画を作成し、利用者それぞれの社会自立を促進するよう支援を行っていく。現在、主力作業である小型電子機器の解体作業は環境問題にもつながる大事なリサイクル事業であり、継続して取り組んでいけるように努める。また、本人や家族の尊厳を重視しながら、地域福祉の向上に努める。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ① 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- ② 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。
- ③ 利用者が携われる自主製品の開拓を行い、工賃の向上に努める。

(2) 生活支援

- ① 家庭や関係機関との連携をとり、利用者にとってより良いサービスの提供に努める。
- ② 嘱託医や家族との連携のもと利用者の健康管理に努める。

(3) 地域福祉

- ① 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。
- ② 一般就労希望者が増えている傾向があり、将来的に就労を目指している利用者が多くなり、より就労を意識した取り組みが必要となる。関係機関との情報交換や事業所内での作業を含めた就労支援を希望者のニーズに応えながら支援する。
- ③ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。
- ④ ふれあいショップまたたびを活用して、地域との関わりを持っていく。地域の拠点づくりの場として地域の各団体や関係機関と協力し、地域の活性化に繋がるよう努める。
- ⑤ 地域の行事や法人内事業所行事等に積極的に参加し、地域との交流に努める。

(4) サービスの質の向上

- ① 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの向上に努める。
- ② 専門知識や技術の習得に努め、専門職員としての資質の向上に努める。
- ③ 自主研修等により、業務遂行に必要な知識や資格取得に向け環境を整える。

(5) 危機管理

- ① 「ヒヤリ・ハット」事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ② 個人情報保護規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ③ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。

(6) 魚沼市家族会との関わり

- ① 家族会主催の行事や研修等への積極的な参加を図る。又、事業所での活動を提供し、

理解を深めてもらう。

VIII わかあゆ社

1 基本方針

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、障害年金など社会保障給付等による収入と合わせても、まだ厳しい状況にある。平成29年度も引き続き「工賃向上」を継続、実現させることにより、「障害者の所得保障」をより一層進めていきたい。

また平成30年度から施行される「障害者雇用促進法」により精神障害をもつ方も法定雇用率の算定基礎の対象に追加される。企業等から障害者雇用などの人材を求められる機会が増えることが予想されるため、就労に向けた訓練の重要性も高まっている。その人の可能性を最大限に引き出し、発揮してもらえ環境を地域につくり発展させ、利用される方々がやりがいをもって働くことができ、そして生涯安心して地域で暮らせるよう支援する。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ① 受託事業及び自社事業における作業活動を通して就労や生産活動の機会の提供。
- ② 一般就労等への移行・定着支援を行う。
- ③ 安定した仕事の受注と作業の効率化による工賃の向上を目指す。

(2) 生活支援

- ① 利用者の健康状態の把握と維持に努める。
- ② 施設や家庭での生活、その他の多様な相談に応じ、解決できるように支援する。
- ③ 自主性を尊重した自治活動等の支援をする。

(3) 地域福祉の推進

- ① 地域交流・奉仕活動などを通して社会参加の支援と普及啓発活動を推進する。
- ② 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(4) サービスの質の向上

- ① 職員の資質向上のための研修会へ参加する。
- ② 利用者の人権に配慮し、希望に沿う処遇となるように苦情解決窓口を設置する。
- ③ 自力での通所が困難な利用者へ送迎サービスを実施する。
- ④ 増え続ける発達障害の知識を取得する機会をもち、効果的な対応を行う。

(5) 危機管理について

- ① 防災対策として、災害に対する心構えや対処方法を身につける。
- ② 「ヒヤリ・ハット」事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ③ 個人情報保護規程に基づき、その保護の徹底に努める。

IX 理事会、評議員会等開催計画

(1) 理事会

平成29年 6月上旬 第1回理事会

平成29年 6月下旬 第2回理事会

平成29年11月上旬 第3回理事会

平成30年 3月上旬 第4回理事会

(2) 評議員会

平成29年 6月下旬 第1回評議員会

平成29年11月中旬 第2回評議員会

平成30年 3月中旬 第3回評議員会

(3) 監査会

平成29年5月下旬 (平成28年度事業報告及び法人会計決算監査)